

業 務 委 託 契 約 書 (案)

- 1 業 務 名 令和8年度県産日本酒等の海外展開支援業務
- 2 履 行 場 所 広島県商工労働局県内投資促進課が指定する場所
- 3 履 行 期 間 契約締結日から
令和9年2月26日 まで
- 4 委託料限度額 _____円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____円を含む)
- 5 契 約 保 証 金 _____
- 6 特 約 事 項
 - (1) 業務委託契約約款第18条に基づく通知は別紙様式第1号により行うものとする。
 - (2) 業務委託契約約款第20条第1項に基づく提案は別紙様式第2号による行うものとする。
 - (3) 業務委託契約約款第24条第1項に基づく協議は別紙様式第3号により行うものとする。
 - (4) 業務委託契約約款第29条第1項に基づく協議は別紙様式第4号により行うものとする。
 - (5) 業務委託契約約款第30条第1項の規定の適用については、次のとおり読み替えるものとする。
「受注者は、業務を完了したときは、令和7年1月31日までに別紙様式第5号に基づく業務委託実績報告書を作成し、成果品等を添えて発注者に提出するものとする。」
 - (6) 業務委託契約約款第30条第2項の規定の適用については、次のとおり読み替えるものとする。
「発注者は、前項の規定による提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に業務の成果がこの契約の内容に適合することを検査し、適合すると認めるときは、委託料の金額を確定し、受注者に通知するものとする。」
 - (7) 前項の委託料の確定額は、業務の実施に要した経費の実支出額と契約書の4に定める委託料限度額のいずれか低い金額とする。
 - (8) 業務委託契約約款第45条第2項の規定の適用については、同項「委託料の10分の1に相当する額」とあるのは「上記4 委託料限度額の10分の1に相当する額」と読み替えるものとする。
 - (9) 発注者は、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料を、4に定める委託料限度額の範囲内で概算払することができる。
 - (10) 受注者は、(9)の委託料の概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求書を発注者に提出するものとする。
 - (11) 受注者は、(9)の規定により概算払を受けたときは、(6)の通知に基づき委託料概算払精算書を発注者に提出する。
 - (12) 受注者は、委託料概算払精算書に基づき、差引過不足額を、発注者の指示により清算する。
 - (13) (12)に定める過払額について、受注者が、発注者の定める返還期限までに返納しないときは、受注者は発注者に対して、返還期限の翌日から返納した日までの期間に応じ、返還金額につき別紙「業務委託契約約款」第45条第5項に掲げる率の割合で計算した金額を利息として支払うものとする。
 - (14) 受注者は、自己の責めに帰すべき理由によりこの契約が解除された場合において、既に委託料の支払を受けているときは、発注者の定める返還期限までに、発注者が当該解除に係る部分に相当する委託料として定める額を返納するとともに、支払を受けた日から返納した日までの期間に応じ、返還金額につき別紙「業務委託契約約款」第45条第5項に掲げる率の割合で計算した金額を利息として支払うものとする。
 - (15) 受注者は、現地法令を遵守するとともに、日本国法令・広島県契約規則及び広島県会計規則を承諾するものとする。

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年 月 日

発注者	住所	広島県広島市中区基町10-52
	氏名	広島県 代表者 広島県知事 横田 美香
受注者	住所	
	氏名	